

覚 書

藤岡市（以下「甲」という）と
記載の事項において合意した。

（以下「乙」という）は、以下の

記

1. 乙が保健衛生上、重大な過失によって食中毒を発生させた場合、被害者への損害賠償は乙の負担とする。
2. 施設及び附帯設備を乙の瑕疵により毀損・汚損・紛失した場合、甲は乙に対して損害賠償請求できる。

以上

以上、本覚書締結の証として、本書二通を作成し、甲乙各自署名捺印のうえ各一通を保有する。

令和 年 月 日

(甲)

住 所 藤岡市中栗須 327
氏 名 藤岡市長 新井 雅博 印

(乙)

住 所
氏 名 印